

「利益相反管理方針の概要」

TaoTao 株式会社（以下、「当社」といいます。）は、お客さまの利益を不当に害されることのないよう、お客さまと当社および当社グループ会社との間の利益相反管理に関して、法令に従い、管理方針を定め、その概要を以下のとおり公表いたします。

1. 目的

「利益相反管理方針」は、お客さまの利益を不当に害することがないよう、当社または当社グループ会社との間における利益相反を適切に管理することを目的としております。

2. 利益相反取引とは

「利益相反」とは、金融商品取引法第 36 条第 2 項に定める当社が行う取引に伴い、お客さまの得られる利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

3. 利益相反管理の対象となる当社グループ会社

当社では、当社及び以下に該当する当社グループ会社の行う取引を管理の対象とします。

・ヤフー株式会社

その他、当社利益相反管理統括部署が利益相反管理の観点から管理対象に含める必要があると判断したグループ各社

4. 利益相反による弊害のおそれがある取引等の特定

当社では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引として、以下に該当するものを管理いたします。

- (1) お客さまの不利益のもと、当社または当社のグループ会社が利益を得ている状況が存在すること
- (2) お客さまの不利益のもと、当社の他のお客さまが利益を得ている状況が存在すること

なお、当社は、利益相反に該当するか否かの判断において、当社のレピュテーション（風評）リスクに対する影響がないか等の事情も総合的に考慮いたします。

5. 類型

利益相反のおそれのある取引は、次の類型があります。

—	お客さまと当社または当社グループ会社
利益対立型	お客さまと当社または当社グループ会社の利害が対立する取引

競合取引型	お客さまと当社または当社グループ会社が同一の対象に対して競合する取引
情報利用型	当社がお客さまとの取引を通じて入手した情報を利用して当社または当社グループ会社が利益を得る取引

6. 利益相反のおそれのある取引の管理方法

当社は、利益相反のおそれのある取引を管理するため、以下に掲げる方法その他の方法を選択または組み合わせることにより、お客さまの保護を適正に確保いたします。

- ・対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- ・対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
- ・対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
- ・対象取引にともない、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法

7. 利益相反管理体制

当社は、利益相反取引の管理を行うにあたり、営業部門から独立した利益相反管理統括部署を設置し、利益相反のおそれのある取引の特定および管理を一元的に行う体制を構築いたします。

以上

2020年5月制定